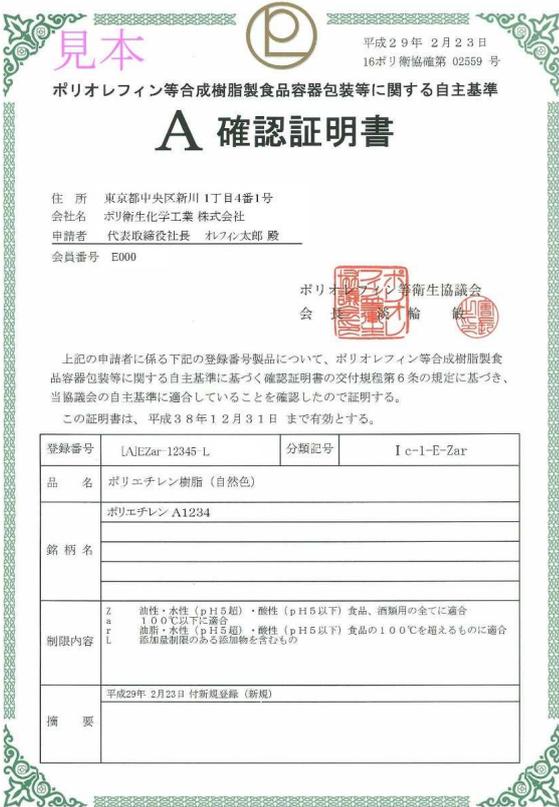


食品用器具・容器包装の事業者間の情報伝達について

— 3 衛生協議会の確認証明 —

ポリオレフィン等衛生協議会

確認証明制度



食品用器具・容器包装の製造各段階の製品について、

- ✓ その衛生観点から
- ✓ 製法の妥当性の情報伝達のために
- ✓ 各衛生協議会会員事業者間で

使うもの

ポリオレフィン等衛生協議会
塩ビ食品衛生協議会
塩化ビニリデン衛生協議会

左図はポリオレフィン等衛生協議会の確認証明書イメージ

各衛生協議会ごとに自主基準、サプライチェーンの捉え方、審査方法は各団体の特徴を反映して効率化を進めたことにより詳細では異なっている点もあるが、

- 1.** その確認証明の対象となる食品用器具・容器包装およびその原材料である合成樹脂、添加剤等が、
 - 1) 各衛生協議会自主基準のPLに記載された物質及び制限条件に合致しており、かつ
 - 2) その製品もしくはその製品を用いて製造される器具容器包装が衛生試験に合格するであろう製法で製造されている
 ことを各衛生協議会が確認したことを意味していること
 - 2.** 製造過程や製品の使用段階で使われる食品や使用温度についての制限がある場合はそうした制限情報を伴っていること
 - 3.** 処方記述していないが、その製品がPL記載物質のみから構成されていることがわかるため、確認証明書は自社製品について確認証明書交付を申請する際の証拠資料に使えること
 - 4.** 確認証明は申請に基づき交付されており、確認証明が交付されていなくとも自主基準に適合した製品はありえること
 - 5.** 会員間情報伝達用とはいえ、非会員事業者への開示は禁止されておらず、加えて確認証明が交付された最終製品に消費者向け適合マークを付すことができること
- などは**共通**である。

© Copyright(c) Japan Hygienic Olefin And Styrene Plastics Association All Rights Reserved.

第2回食品用器具・容器包装の規制に関する検討会 (2016年9月30日)

- ・ **ポリオレフィン等衛生協議会提出資料（抜粋）
(JHOSPA)**
- ・ **塩ビ食品衛生協議会提出資料（抜粋）
(JHPA)**
- ・ **塩化ビニリデン衛生協議会提出資料（抜粋）
(JHAVDC)**

© Copyright(c) Japan Hygienic Olefin And Styrene Plastics Association All Rights Reserved.

ポリ衛協確認証明書

ポリオレフィン等の食品用器具・容器包装の製造各段階の製品について、その衛生観点から製法の妥当性の情報伝達のためにポリ衛協会員事業者間でやり取りするもの。

食品用器具・容器包装およびその原材料である合成樹脂、添加剤等が**ポジティブリストに記載された物質及び制限条件に合致**しており、かつ、**衛生試験に合格**していることをポリ衛協が確認したことを意味している。

確認証明書があれば、その製品がPL収載物質のみから構成されていることがわかる。このため、**自らの確認証明書交付申請にあたって、原材料を適切に選んでいることの証明に使うことができる。**



確認証明書の交付

ポリ衛協は原料から最終製品までの取り扱い段階ごとに、**会員からの申請に基づき**、ポリオレフィン等の食品用器具・容器包装およびその原材料である合成樹脂、添加剤等が**ポジティブリストに記載された物質及び制限条件に合致**しており、かつ、**衛生試験に合格**していることを確認して交付する。

正会員であれば、器具、容器包装やその原材料の製造者のみならず、販売事業者、食品事業者等の会員に対しても確認証明書を交付する。その規模は、確認証明登録数で13,258件(2015年12月現在)、証明書交付数で約5,000件/年となっている。

確認証明登録件数
2015年12月31日現在

| 分類 | 登録件数 |
|----------|--------|
| 合成樹脂（原料） | 4,858 |
| 添加剤 | 4,338 |
| 着色剤 | 1,438 |
| 成形加工品等 | 2,624 |
| 合計 | 13,258 |



確認証明（その他の制度）

自主基準適合マーク

確認証明書の交付を受けた正会員は、確認登録品について自主基準適合マーク（PLマーク）を表示することができる。ポリ衛協のサプライチェーンから消費者へ向けた情報発信の一つ。
 ポリ衛協設立当初はこのマークの製品への表示を目的とする入会が多かったが、近時は製造者責任の考え方が浸透し、プラスチック自体のイメージの改善もあって、使われることが減ってきている。



検査制度

確認登録品は確認証明書交付後に毎年定期検査を行い、自主基準への適合性を確認している。トラブルやクレームの発生時など必要に応じて臨時検査を行う制度も設けている。定期検査では登録内容が最新の状況を正しく表しているか調べる書面検査と、申請時に提出された保管サンプル、もしくは市販品や登録製品からサンプルの材質や溶出を調べる衛生試験を行っている。



3. 確認証明書

- JHPAの確認証明書に法的強制力はない。しかし長年、日本及びアジアの国々でPVC製品の信頼性と開発に貢献してきた。

- (1) 製品申請の要件
 - ポジティブリストの化学物質による配合表
 - 材質及び移行試験データ
 - サンプル
- (2) 原材料申請の要件
 - ポジティブリストの化学物質による配合表
 - サンプル

OKなら、確認証明書は2週間で利用可能となる。

確認証明書(2016.3.31現在)

| 分類(原材料) | 登録番号数 |
|---------------------------------|-------|
| 基ポリマー、ポリマー添加剤 | 124 |
| 可塑剤 | 114 |
| 安定剤、酸化防止剤及び紫外線吸収剤 | 287 |
| 界面活性剤、滑剤 | 222 |
| 着色剤及び充填剤、化学発泡剤など | 76 |
| 分類(製品) | 登録番号数 |
| フィルム | 79 |
| シート、プレート | 79 |
| ホース、チューブ、コンパウンド、接着剤、シーリングガスケット他 | 81 |

19

Copyright(c) Japan Hygienic Olefin And Styrene Plastics Association All Rights Reserved.



確認証明書(1984年～)

- 協議会の自主基準に適合していることを示す証明書
- 確認証明対象
フィルム、コート剤、コート品、多層品など

確認証明書発行の流れ



13

Copyright(c) Japan Hygienic Olefin And Styrene Plastics Association All Rights Reserved.



塩化ビニリデン衛生協議会 自主基準適合マーク

確認証明を取得し、適合マークの使用を希望する会員は使用申請を提出することで使用できる。



14

見本



平成29年 2月23日
16ポリ衛協確第 02559号

ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準

A 確認証明書

住 所 東京都中央区新川 1丁目4番1号
会社名 ポリ衛生化学工業 株式会社
申請者 代表取締役社長 オレフィン太郎 殿
会員番号 E000

ポリオレフィン等衛生協議会
会 長 淡 輪 敏



上記の申請者に係る下記の登録番号製品について、ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準に基づく確認証明書の交付規程第6条の規定に基づき、当協議会の自主基準に適合していることを確認したので証明する。

この証明書は、平成38年12月31日 まで有効とする。

| | | | |
|-------|---|------|------------|
| 登録番号 | [A]EZar-12345-L | 分類記号 | Ic-1-E-Zar |
| 品 名 | ポリエチレン樹脂 (自然色) | | |
| 銘 柄 名 | ポリエチレン A1234 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 制限内容 | Z 油性・水性 (pH5超)・酸性 (pH5以下) 食品、酒類用の全てに適合 a 100℃以下に適合 r 油性・水性 (pH5超)・酸性 (pH5以下) 食品の100℃を超えるものに適合 L 添加量制限のある添加物を含むもの | | |
| 摘 要 | 平成29年 2月23日 付新規登録 (新規) | | |
| | | | |